

1 土地再活用促進奨励金の概要

(1) 目的

対象となるエリア内の土地を、不動産事業者へ住宅用土地として売却又は不動産事業者の仲介により売却した場合に、土地所有者に対して売却額の一部を助成する。

これにより、これまで動きのなかった土地を、住宅用土地の供給を目的とした土地の利活用へとつなげ、もって移住定住人口の増加とともに、市税増収を図るもの。

(2) 奨励金とその対象者

補助対象者	対象エリア内の土地（※（3）参照）を、不動産事業者へ売却又は不動産事業者の仲介を通じて売却する者。
-------	---

※売却前に建物を解体する場合（建物所有者と土地所有者は同一であること）は、宅地開発支援事業解体補助金の併用可

(3) 対象エリア

立地適正化計画居住誘導区域の内、多治見駅周辺地区（一部区域・沿線を除く P. 3 図面参照）

(4) 事業年度 制度創設から5ケ年

(5) 奨励金の額

事業	奨励金額
土地提供者への奨励金	土地売却額の3%（上限50万円）

(6) 事業フロー P. 2 奨励金（個人・法人）

(7) 制度所管課 人口対策戦略室

2 補助要件について

①対象エリア内の土地を、不動産事業者へ売却または不動産事業者の仲介を通じて売却するもの。

②令和7年4月1日から令和12年3月31日までに売買を完了すること。

③土地売却後に所有権が移転され住宅が建設される見込みであるもの。

奨励金（個人・法人）

①事前相談

②事業計画の申請

③事業計画の承認

土地建物所有者建物解体
(解体補助金対象)

④不動産事業者仲介・売却

⑤奨励金の交付申請

⑥奨励金の交付決定

⑦奨励金の請求

⑧宅地となっているか確認

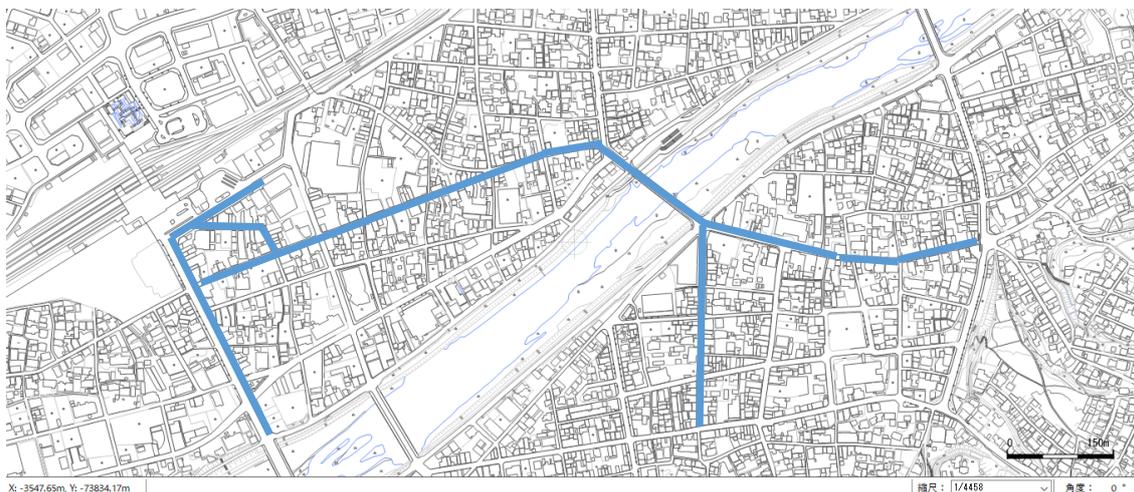
⑨奨励金の交付

1 奨励金の概要 (3) 対象エリアから除外する区域

(1) 駅北土地区画整理事業地



(2) 中心市街地活性化協議会が出店を促進している沿線



※太線部沿線は、本事業の対象エリアから除外する